

手続きフローについて

雨水浸透阻害行為の許可に係る手続きのフローは、下図のとおりです。

なお、雨水浸透阻害行為の許可により、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条（開発行為の許可）や、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2（開発行為の許可）等、他法令の許可申請が不要になるわけではありませので、ご注意ください。

また、本法と他法令とそれぞれで流出抑制対策を求められる場合は、各々の基準を満足する必要があります。

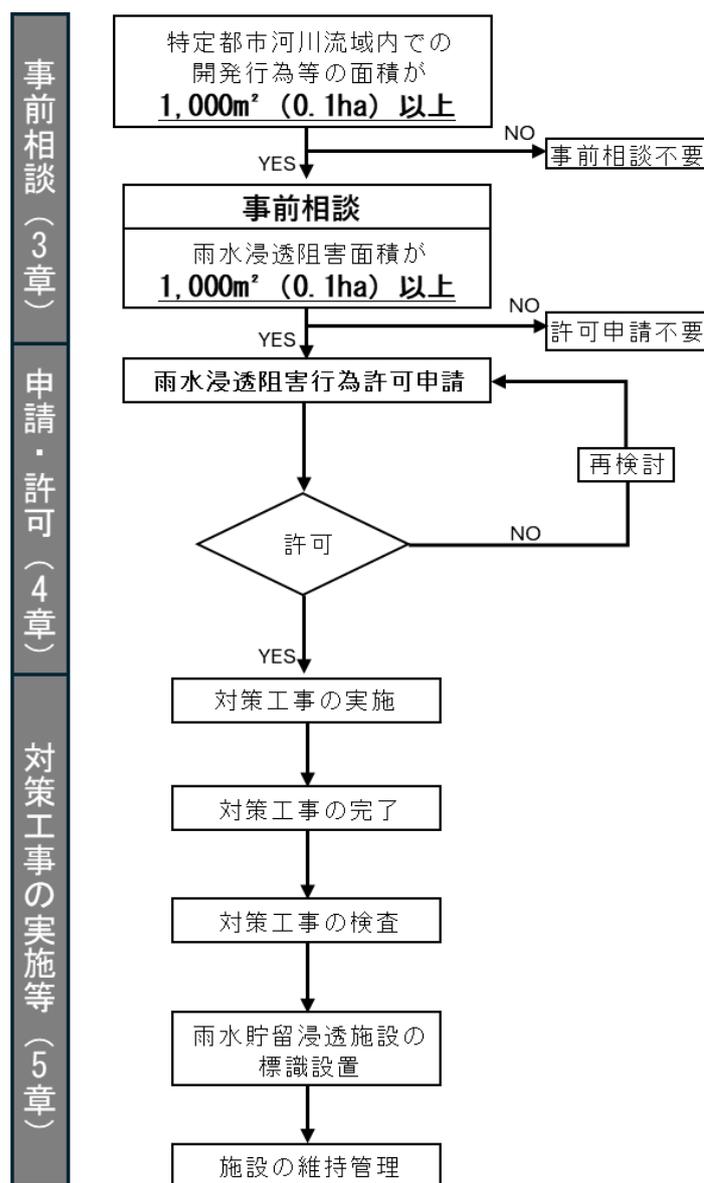


図 雨水浸透阻害行為の許可に係る手続きフロー図